

# いわての連携・協働体制の比較（関連する組織や体制の概要整理）

H30.6.29（金）

地域学校連携担当

◆：文部科学省がすすめるしくみ ■：主にそのしくみのみに関すること □：いくつかのしくみに共通すること ◎：全てのしくみに共通すること

社会総掛かりでの教育の実現（学校でも地域でも子供を育てる。）					留意事項等
1 目的	学校を核とした <u>地域づくり</u> ※地域における学校との連携・協働の体制づくり		地域とともにある <u>学校づくり</u> ※学校における地域との連携・協働の体制づくり		※ <u>社会総掛かりでの教育の実現</u> を図ることが重要
2 体制	地域学校協働本部（活動）（◆）	教育振興運動	いわて型 GS	学校評議員制度	学校運営協議会（◆） ※学校運営協議会がある学校を「コミュニティ・スクール」という。 ※ <u>組織的・持続的な体制</u> をつくることが重要
1) しくみ	◎連携・協働するためのしくみ				
	□学校と保護者、地域住民が話し合いにより、学校や地域の教育課題や目標を共有し、その解決や向上策に具体的に取り組むしくみ。	□主に「まなびフェスト」を手段として、学校の目標や取組、成果や課題（学校関係者評価を含む）を共有するしくみ。		■学校と保護者、地域住民が話し合いにより、学校や地域の教育課題や目標を共有し、その解決や向上策に具体的に取り組むしくみ。（一定の法的効力有）	※ <u>子供の教育という共通の旗印</u> の下に、地域住民と学校、又は、地域住民同士がつながることが重要 ※ <u>学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域と共に発展</u> することが重要
2) 主な内容	◎知・徳・体のバランスのとれた社会に適応できる <u>子供の人間形成</u> を目指す。 ◎学校・家庭・地域が、連携・協働して <u>子供たちを育む</u> 。				
	■ <u>地域の教育力の向上</u> を図る。 ■「 <u>生涯学習社会</u> 」の構築に資する。 ■地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の <u>幅広い地域住民の参画</u> を得て、 <u>地域全体で子供たちの学びや成長を支える</u> とともに、「学校を核とした <u>地域づくり</u> 」を目指して、地域と学校が相互に連携して <u>様々な活動</u> を行う。	■ <u>地域の実状に</u> 応じながら、 <u>自主的・継続的</u> に取り組む本県独自の教育運動 ■それぞれの地域の特色を生かしながら、 <u>地域全体で子供を育む実践的</u> 活動を展開する。	□学校教育目標及び現状、課題等を踏まえ、検証可能な目標を設定し、目標達成型の <u>学校経営</u> を行う。 □ <u>学校が</u> 、地域住民と共に、目標やビジョン、その実現に向けた組織やしくみ、取組、成果や課題を検討・共有する。		
3 特色	■主体は教育委員会。学校等に <u>地域学校協働本部</u> を置く場合が多い。	■ <u>主体は地域</u> であるが、実践区の事務局は <u>地域によって異なる</u> 。	□主体は <u>学校</u> 。責任者である校長のリーダーシップによる <u>学校発信型</u>	■設置者が委嘱したPTAや地域住民によって構成されている。学校によって組織は異なる。 ■ <u>校長の求めに応じて</u> 、学校の運営について、学校評議員が <u>個人として意見を述べる</u> もの。校長の意思決定に対し、直接影響を及ぼすものではない。	■ <u>主体は学校</u> 。地域住民の参画を得る <u>連携・協働型</u> ■学校運営へ必要な支援を行ったり協議したりする組織として明確に位置づけられる。 ■ <u>教育委員会規則</u> の定めるところにより設置され、学校の運営について、 <u>一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定</u> を行う <u>合議制の機関</u>
	■地域と学校をつなぐ役割を担う <u>コーディネーター（地域学校協働活動推進員）</u> が必要不可欠。 ■今後、教育委員会は、 <u>推進員の委嘱</u> が必要。 ■地域学校協働本部には、「 <u>①コーディネート機能</u> 」「 <u>②より多くの地域住民の参画による多様な活動の実施</u> 」「 <u>③活動の継続的・安定的実施</u> 」が必須。 ■本部は <u>多様なメンバーで構成</u> することが望ましい。 (例) 推進員、PTA役員、公民館、自治会、商工会議所、青年団、民生委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ担当者、まちづくり協議会、大学等有識者、NPO代表等	■各市町村教育委員会に実践区を統括する推進組織（教育振興運動推進協議会）を置く。（※事務局は教育委員会） ■実践区の事務局は、 <u>地域の実状によって、学校、公民館、自治組織等</u> 様々ある。 ■実状に応じた特色ある取組 ■ <u>5者（子供・保護者・学校・地域・行政）による話し合い</u> により、 <u>地域の課題を共有し、その解決や向上策に分担して取り組んでいる</u> 。 (実践組織の構成員の例) 自治会長、町内会長、PTA副会長、地区子供会世話人会長、少年指導員、おやじの会代表、民生児童委員、主任児童委員、交通指導員、交番所長等	■「教育振興運動」や「学校評議員制度」と関連させながら、取組の充実を図っている。	■校長の推薦により、 <u>教育委員会が委嘱</u> ■当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有するもの	■ <u>教育委員会が委員を任命</u> ■対象学校の <u>校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出る</u> ことができる。 ■ <u>委員は、地方公務員法上の特別教育職</u> ■協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、 <u>教育委員会規則で定める</u> 。

社会総掛かりでの教育の実現（学校でも地域でも子供を育てる。）					留意事項等
1 目的	学校を核とした <u>地域づくり</u> ※地域における学校との連携・協働の体制づくり		地域とともにある <u>学校づくり</u> ※学校における地域との連携・協働の体制づくり		※ <u>社会総掛かりでの教育の実現</u> を図ることが重要
2 体制	地域学校協働活動（◆）	教育振興運動	いわて型コミュニティ・スクール	学校評議員制度	学校運営協議会（◆） ※学校運営協議会がある学校を「コミュニティ・スクール」という。 ※ <u>組織的・持続的な体制</u> をつくることが重要
4 法的根拠	社会教育法（第5条・第6条・第9条関係）	—	—	学校教育法施行規則第49条（平成12年4月1日施行）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6（平成16年9月9日施行）（平成29年4月1日施行） 学校運営協議会（設置）規則
	法的措置なし	—	—	小中学校及び高等学校管理運営規則 小中学校評議員取扱規定	
5 設置状況	全国	※「 <u>地域学校協働本部</u> 」の設置状況 公立小中学校約59%で実施	—	—	全公立学校 5,432校（14.7%）で導入（平成30年4月1日）
	県	公立小中学校約22%で実施（平成29年度）	公立小中義務教育学校100%	公立小中義務教育学校100%	全公立学校約76% 全県立学校100%（平成27年3月末現在） 全公立学校 19校（3.9%）で実施（平成30年4月1日）
6 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■従前の「<u>学校支援地域本部</u>」を、「<u>地域学校協働本部</u>」としている場合が多い。（※コーディネーターが1名でもいれば「本部」としている状況）</li> <li>■実施にあたっては、殆どの自治体は、<u>国庫補助金を活用</u>している。</li> <li>■コーディネーターの殆どは<u>学校に配置</u>されている。</li> <li>■学校の求めに応じてボランティア等による学校の環境整備等、「<u>学校教育を支援する</u>」活動が主となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育振興運動の展開</li> <li>①地域課題の（例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習と読書活動</li> <li>・情報メディア等</li> </ul> </li> <li>②推進組織の確認</li> <li>③実践組織の確認と実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の共有と役割分担</li> <li>・計画の立案</li> <li>・活動の展開</li> <li>・反省と評価</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□「まなびフェスト」を活用した展開（※<u>小中義務教育学校で展開</u>）</li> <li>①「まなびフェスト」の公表（例）・学力、体力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の改善等</li> </ul> </li> <li>②学校、家庭における実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会等での進捗状況の確認</li> </ul> </li> <li>③「まなびフェスト」の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量評価や定性評価及び自己評価</li> <li>・児童や保護者を対象にしたアンケート</li> <li>・学校評議員からの意見聴取</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校運営協議会で協議する内容</li> <li>①校長が作成する学校運営の<u>基本方針を承認</u>する。（<u>必須</u>）</li> <li>②<u>学校運営への必要な支援</u>について、教育委員会又は校長に<u>意見を述べる</u>ことができる。</li> <li>③<u>教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる</u>ことができる。（※但し、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではない。校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもない。）</li> </ul>	※4年後の地教行法改正により「コミュニティ・スクールが義務化になる可能性が高い」ことから、今後、学校における地域との連携・協働の体制づくりについて、具体的に検討をする必要がある。
7 主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「<u>学校支援</u>」を超えて、個別に取り組んできた「放課後子ども教室」や「土曜学習」、「家庭教育支援」等と総合化・ネットワーク化を図ること。</li> <li>■そのために<u>本部の組織化</u>をすること。</li> <li>■<u>幅広い地域住民の参画</u>を得る取組へと発展させること。</li> <li>■<u>推進員の人材確保及び人材育成</u>を図ること。</li> <li>■実施主体が<u>財源を確保</u>すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「<u>地域づくり</u>」に寄与することを踏まえて推進すること。</li> <li>■<u>実践区の事務局が組織的・継続的</u>であるか<u>点検</u>・整備すること。</li> <li>■<u>幅広い地域住民の参画</u>を得る取組へと発展させること。</li> <li>■「<u>学校支援</u>」を含めた、「地域と学校の連携・協働」の<u>多様な活動</u>の実施</li> <li>■<u>コーディネートの役割を担う人材</u>の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「まなびフェスト」の作成や活用にあたっては、学校から地域住民への一方の「<u>学校発信型</u>」から、<u>地域住民と共に</u>目標やビジョン、その実現に向けた組織やしきみ、取組等について<u>協議して共有</u>を図る必要があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■そもそも「<u>学校運営に地域住民の参画を広く得る</u>」しくみになっておらず、保護者・地域住民の意見を十分反映できない状況。また、昨今求められている「<u>学校運営協議会の役割</u>」を十分果たせていない状況であることについて、関係者に理解を得ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「<u>教委職員の任用に関する意見</u>」に対する<u>抵抗感を払拭</u>すること。</li> <li>■「学校運営協議会」を設置した効果が明確でないことやすでに既存のしくみによってある程度地域との連携・協働がなされている現状において、<u>学校における地域との連携・協働の体制</u>である<u>協議会設置の意義や必要感</u>について、関係者に<u>理解を促す</u>こと。</li> <li>■実施主体が<u>財源を確保</u>すること。</li> </ul>
まとめ（今後の体制づくりに向けて）	<u>地域における体制（地域学校協働本部等）と学校における体制（学校運営協議会）の双方が両輪として相乗効果を発揮するように必要に応じて既存のしくみを発展させる。</u>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■<u>全ての地域や学校が、一律ではなく、それぞれの地域と学校の協働活動の進展状況を踏まえて</u>連携・協働の体制を整備することが重要である。</li> <li>■「学校運営協議会」で話し合われた支援内容等について、<u>一部に偏ることなく具体化するための明確かつ組織的体制へと整備</u>する必要がある。</li> <li>■「教育振興運動」は長年本県の連携・協働を支えたしくみであり、「地域学校協働活動」と同様の役割を担ってきたことを考慮し、<u>既存の「教育振興運動」を積極的に活用した、本県独自の無理のない地域の体制整備が期待</u>される。</li> <li>■今後、「教育振興運動」を推進する場合は、「地域における学校と連携・協働する体制」であることを踏まえ、「<u>地域づくり</u>」「<u>幅広い地域住民の参画</u>」「<u>学校支援等の多様な活動</u>」「<u>コーディネーター的役割を担う人材確保</u>」の視点で<u>改善し、さらに組織的に機能するように発展させていく</u>ことが重要である。</li> <li>■「学校運営協議会」と両輪として相乗効果を発揮するために、<u>コーディネーター等が学校運営協議会委員の一員</u>となることが望ましい。</li> <li>■一部の市町村では、「地域学校協働本部」と「教育振興運動」の両方が実施されている現状があり、今後例えば、目的や内容を考慮したうえで「<u>地域学校協働本部</u>」と「<u>教育振興運動</u>」の<u>一体化</u>などの整理が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本県においても、学校運営への「地域住民の参画」「組織的・持続的」という点で、「<u>学校運営協議会</u>」は有効なしくみとなり得るものであり、今後全ての学校において積極的な設置が求められる。</li> <li>■したがって、今後、「<u>既存のしくみの活用を図った無理のないしくみづくり</u>」という考え方を踏まえ、本県で行われてきた学校のしくみである「いわて型コミュニティ・スクール」と「学校評議員」を、<u>理念は継続しつつ「学校運営協議会」へ発展的に移行</u>することが重要である。</li> <li>■長年本県の連携・協働を支えてきた「<u>教育振興運動</u>」と「<u>学校運営協議会</u>」とが混同され、「<u>学校運営協議会の必要性</u>」について<u>度々議論される場合</u>があるが、「子供を育む」という点では同じであるものの、<u>今後それぞれが求められる役割</u>については関係者に十分な理解を図ることが必要である。</li> <li>■しかし、「教育振興運動」は、これまで学校に深く根付き密な関係性のもとに様々な取組を展開してきたことや、実践事務局が学校にある場合もあることを踏まえると、学校運営協議会の「類似組織」の一つとして捉え方も可能と考えられるため、「<u>学校運営協議会</u>」へ<u>発展させるための視点（必要条件）</u>を具体的に整理し関係者に示す必要がある。</li> <li>■学校運営協議会の「<u>組織づくり（特に委員の選出）</u>」が課題となるが、既存のしくみそれぞれの本来の役割やこれまでの取組状況、学校運営協議会の目的を踏まえると、単に「<u>既存の組織を学校運営協議会に置き換える</u>」ことには<u>留意する必要がある</u>。</li> <li>■今後、学校運営協議会を、地域住民による学校運営への参画組織「<u>学校の応援団</u>」として機能させるために、既存のしくみの課題を踏まえて、<u>それに相応しい委員を校長の責任のもとに構想し、教育委員会の理解を得て組織することが重要</u>である。</li> <li>■なお、見える化できる「まなびフェスト」は、学校が、<u>家庭や地域と共に、目標やビジョン等を検討・共有する有効な手段</u>であるとともに、<u>学校関係者評価充実にも役立つ可能性がある</u>ことから、<u>継続して取り組むことが期待</u>される。</li> </ul>	※本県では、「 <u>2022年までに、全ての学校に学校運営協議会を設置</u> する」という見通しに立ち、本庁各課一体となった施策展開にあたっている。		